

●香川県告示第169号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成28年4月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第1号
- 2 指 定 年 月 日 平成28年4月12日
- 3 指定道路の位置 綾歌郡綾川町滝宮字東田井373番10、373番29、373番30及び373番31
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.85メートル、5.00メートル及び6.24メートル  
延長 43.76メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。